

会議の公開等について

1. 会議の公開について

重要インフラ専門委員会は、原則として、その会議を非公開にて行うこととする。ただし、本専門委員会の委員より担当事業分野の代表性を補完する観点から、傍聴者の指名について事前の申し出があった場合には、本専門委員会委員長の判断により、当該指名された者を傍聴させることができるものとする。

2. 配布資料及び議事要旨の作成について

- (1) 会議において配布した資料は、原則として、事後的に公開するものとする。
- (2) 議事要旨を作成し、事後的に公開するものとする。

以上